

報告第1号

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の公務災害補償等
に関する規程について

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程について
別紙のとおり報告する。

平成15年6月4日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条の規定に基づき、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の公務災害補償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公務災害補償等)

第2条 協議会委員等が、協議会の活動中又は協議会の会議等への出席のため旅行中に生じた災害に対する補償等については、石狩市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例(平成8年石狩市条例第14号)の規定の例による。ただし、地方公共団体の長、議会議員、監査委員については、それぞれの身分に基づき、各地方公共団体が、公務災害補償等を行うものとする。

(経費の負担)

第3条 前条の規定により公務災害補償等を行う場合における経費は、規約第14条及び石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約に関する協議書第2の第5項の規定により、関係市村が均等に負担する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の公務災害補償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。